

S58年 2月 15日
認 可 公 告

舞岡町 建 築 協 定 書

(目 的)

第1条 この建築協定は第7条に定める区域内における建築物の敷地、位置、用途、形態または建築設備に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この建築協定に用いる用語の定義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

(名 称)

第3条 この建築協定は舞岡町建築協定（以下「協定」という）と称する。

(協定の締結)

第4条 この協定は、第7条に定める協定区域内の土地の所有者および建築物の所有を目的とする地上権または賃貸借権を有する者（以下「土地所有者等」という）の全員の合意によって締結する。

(協定の変更)

第5条 第7条に定める協定区域内における土地の所有者等は、この協定に係る協定区域、建築物に関する基準、有効期間または違反者の措置を変更しようとする場合において、その全員の合意をもつてその旨を定め、これを横浜市長に申請しそ

の認可を受けなければならない。

(協定の廃止)

第6条 第7条に定める協定区域内における土地の所有者等はこ
の協定を廃止しようとする場合において、その過半数の合意
をもつてその旨を定め、これを横浜市長に申請してその許可
を受けなければならない。

(協定区域)

第7条 この協定区域は次のとおりとする。

横浜市戸塚区舞岡町字笠井下2 / 番の4.2より2 / 番の9.5
まで。

(建築物に関する基準)

第8条 前条に定める協定区域内の建築物の敷地・位置・用途・
形態および建築設備は次の各号に定める基準によらなければ
ならない。

- (1) 用途は一戸建個人専用住宅(注:2世帯同居住宅を含む)
又は医院(獣医院を除く)併用住宅とする。
- (2) 建築物の高さは地盤面より10メートルを超えないもの
とする。
- (3) 敷地の分割はできないものとする。
- (4) 地盤面(宅地造成完了時)を変更することはできないも
のとする。
ただし建築物に附属する車庫を築造するための切土につい
てはこの限りでない。

- (5) 隣地境界線と建築物の外壁またはこれに代わる柱の面ま

での距離は1メートル以上とする。ただし建築基準法施行令第135条の5に掲げられている内容に該当する場合はこの限りでない。

(6) 地階を除く階数は2以下とする。

(7) 便所は水洗式とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は横浜市長の認可公告のあつた日から第6条に定める協定の廃止の認可公告のあつた日までとする。

ただし、違反者の措置に対しては、期間満了後も、なお効力を有するものとする。

(効力の継承)

第10条 この協定の認可公告のあつた日以降において、本協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(土地所有者等の変更)

第11条 この協定区域内において土地の所有者等の変更を行う者は、速やかにその旨を第14条に定めた協定運営委員会へ届出るものとする。

(違反者の措置)

第12条 第8条に定める基準に違反した者があつた場合、第15条に定める委員長(以下「委員長」という)は第14条に定める協定運営委員会の決定に基づき当該土地の所有者等に対して、工事の施行停止を請求し、かつ文書をもつて相当の猶

予期間を付けて当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2. 前項の請求があつた場合、当該土地の所有者等はこれに従わなければならない。

(裁 判 所 へ の 提 訴)

第 1 3 条 前条第 1 項に基づく請求があつた場合において、当該土地の所有者等がその請求に従わないとき、委員長は第 1 4 条の委員会の決定に基づきその強制履行または当該土地の所有者等の費用をもつて第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

2. 前項の提訴手続等に要する費用は、当該土地の所有者等の負担とする。

(運 営 委 員 会)

第 1 4 条 この協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2. 委員会は本協定区域内の土地の所有者等の互選により選出された委員若干名をもつて組織する。
3. 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の任期の残存期間とする。
4. 委員は再任されることができる。

(役 員)

第 1 5 条 委員会には、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名

(3) 会 計 1名

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。委員長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 3 副委員長および会計は委員のなかから委員長が委嘱する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、これを代行する。
- 5 会計は委員会の経理に関する業務を処理する。
- 6 委員長が変更となつた場合、新たに委員長となつた者は、すみやかに横浜市長に報告するものとする。

(補 則)

第16条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織議事ならびに委員に関して、必要な事項は別に定める。

(附 則)

第17条 この協定は、横浜市長の認可公告のあつた日から効力を発する。

上記建築の締結に同意します。

土地の所有者